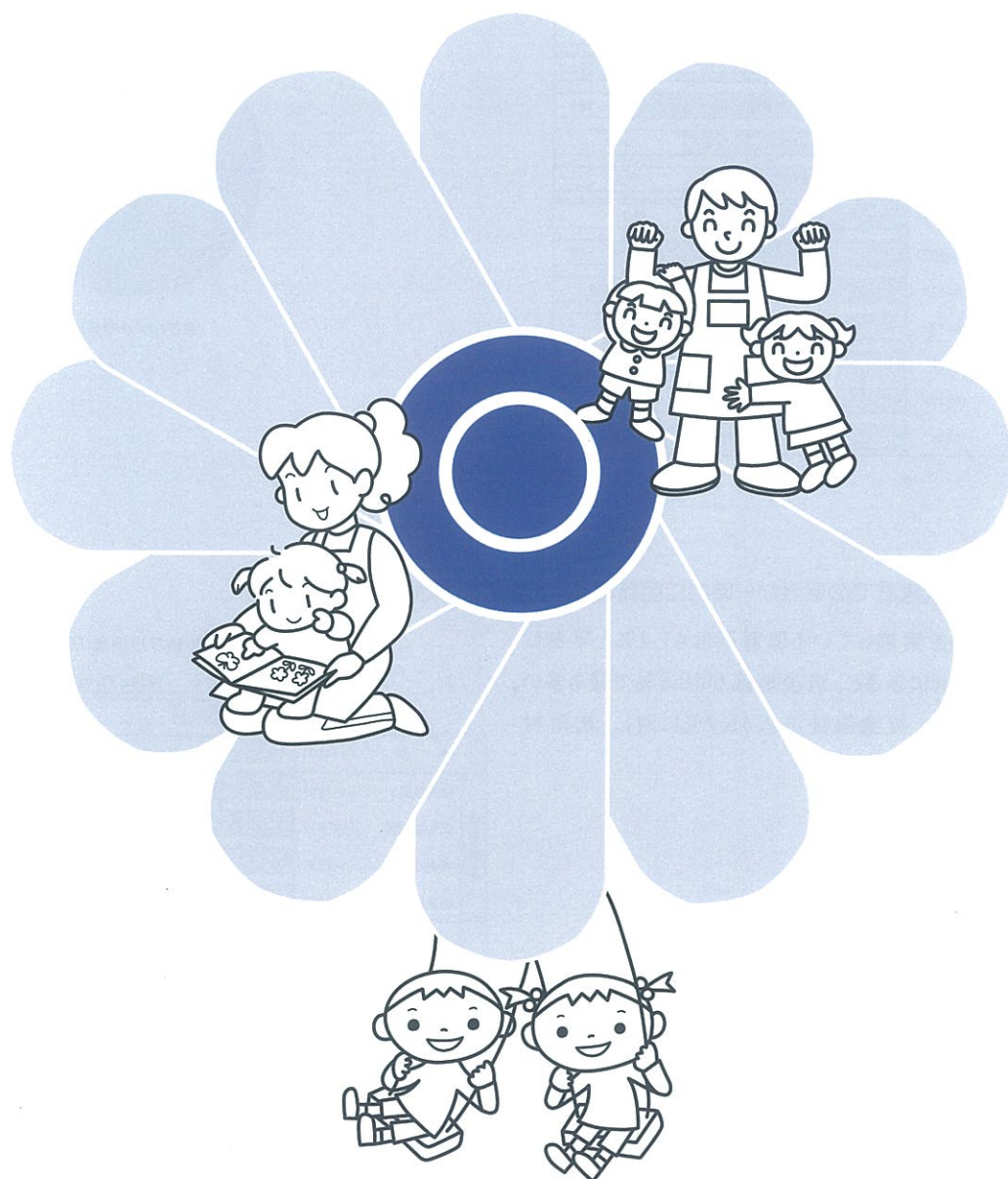


保育サービス実態調査報告書

概要版



福岡県

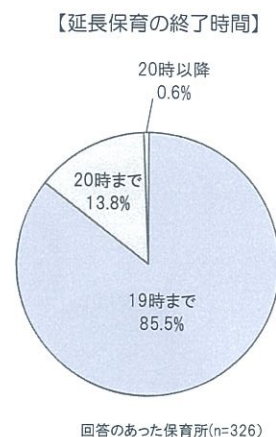
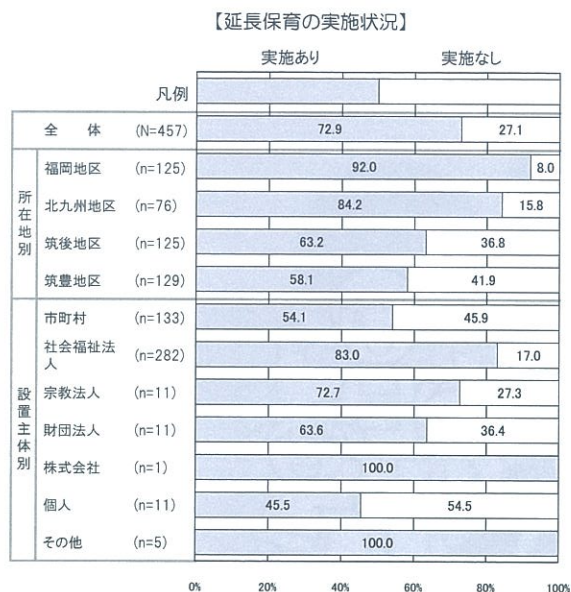
保育所調査より

1. 保育サービスについて

(1) 延長保育（開所時間を超えて保育を行う事業）

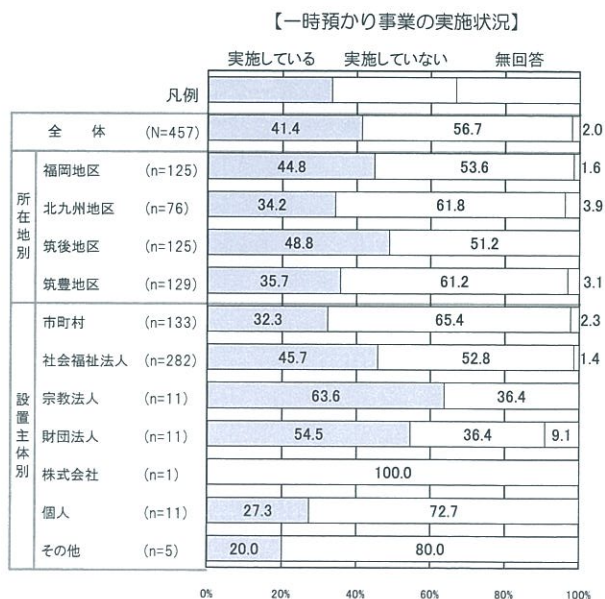
延長保育の実施率は72.9%となっている。所在地別にみると、福岡地区（92.0%）及び北九州地区（84.2%）が実施率が高いのに対し、筑後地区（63.2%）及び筑豊地区（58.1%）は実施率が低くなっており、地区による実施率の差が顕著に表れている。このことは、保護者のニーズ、地域の事情等が影響していると思われる。また、設置主体別にみると、社会福祉法人83.0%に対し、市町村54.1%と実施率に差が見られる。

夕方の終了時間は19時までが85.5%を占めており、ほとんどが通常保育終了後1時間以内となっている。



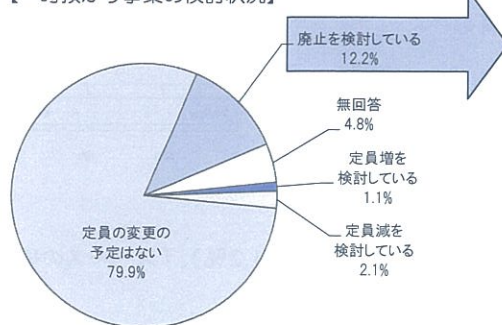
(2) 一時預かり事業（家庭での保育が一時的に困難となった場合に保育を行う事業）

一時預かり事業を実施している保育所は41.4%と半数に満たない。所在地別にみると、筑後地区が48.8%で最も多い。設置主体別にみると、社会福祉法人45.7%に対し、市町村32.3%と実施率に差が見られる。



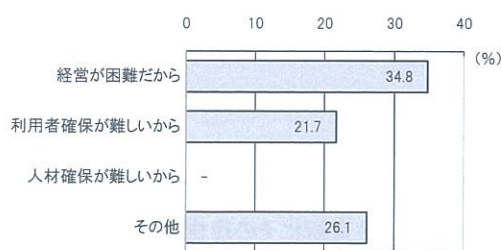
また、実施している保育所の12.2%が廃止を検討しているが、その理由は「経営が困難だから」(34.8%)、「利用者確保が難しいから」(21.7%)等となっており、「人材確保が難しいから」はなかった。

【一時預かり事業の検討状況】



一時預かり事業を行っている保育所(n=189)

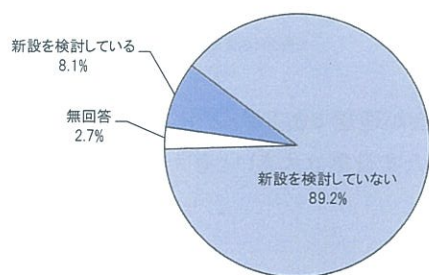
【一時預かり事業の廃止を検討している主な理由】



一時預かり事業の廃止検討をしている保育所(n=23)

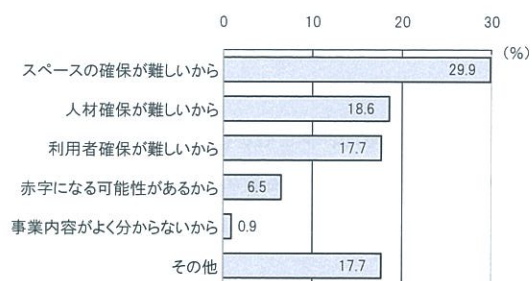
一方、一時預かり事業の実施を検討している保育所は8.1%に過ぎなかった。検討していない保育所にその理由を尋ねたところ、「スペースの確保が難しいから」(29.9%)、「人材確保が難しいから」(18.6%)、「利用者確保が難しいから」(17.7%)、「赤字になる可能性があるから」(6.5%)等と回答している。

【一時預かり事業の新設検討状況】



一時預かり事業を行っていない保育所(n=259)

【一時預かり事業の新設を検討していない主な理由】

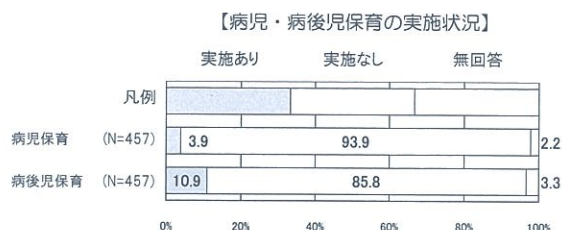


一時預かり事業の新設を検討していない保育所(n=231)

当該事業は、保護者の疾病、冠婚葬祭等の各種行事への参加、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等に対応するために必要な事業であるが、当該事業を実施している保育所の1割強が廃止を検討している状況を見ると、当該事業単独で黒字化するのはなかなか難しいのではないと思われる。

(3) 病児・病後児保育（病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業）

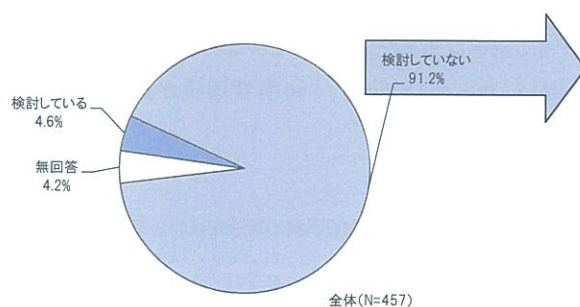
病児保育を実施している保育所は3.9%、病後児保育を実施している保育所は10.9%と非常に少ない。児童が病気の「回復期に至らない場合」の病児保育よりも「回復期」の病後児保育の方がやや実施率が高い。



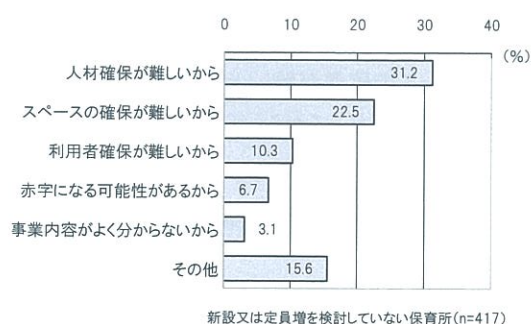
また、病児・病後児保育の実施を検討している保育所は4.6%に過ぎなかった。

検討していない保育所にその理由を尋ねたところ、「人材確保が難しいから」(31.2%)、「スペースの確保が難しいから」(22.5%)、「利用者確保が難しいから」(10.3%)などと回答している。

【病児・病後児施設の新設又は定員増の検討状況】



【新設を検討していない主な理由】



働き方の見直しにより、子どもが病気の場合は保護者が休んで看護できる社会が理想であるが、どうしても休めない保護者もいることから、就労している保護者のセーフティネットとして病児・病後児保育の果たす役割は大きいと考えられる。

2. 児童福祉施設最低基準について

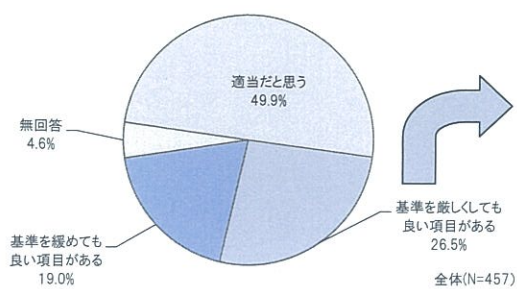
(1) 現行の児童福祉施設最低基準に対する意識

現行の児童福祉施設最低基準に対する意識をみると、「適当だと思う」(49.9%)が約半数を占めている。

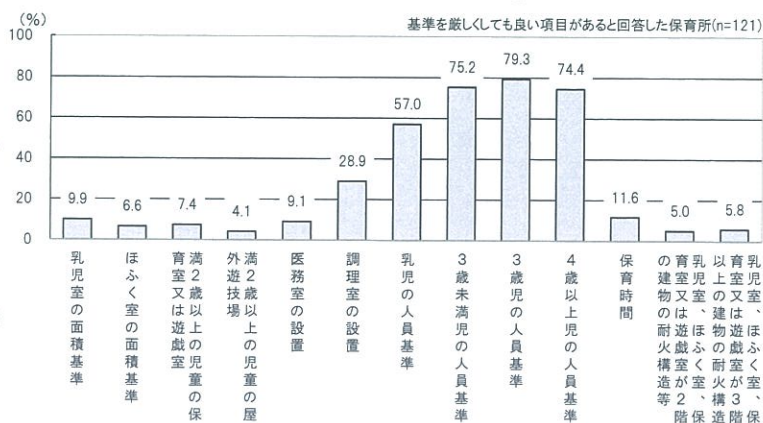
また、「基準を厳しくしても良い項目がある」(26.5%)が約4分の1を占める一方で、「基準を緩めても良い項目がある」(19.0%)が約2割を占めている。ただし、「基準を緩めても良い項目」の具体的な項目及び数字の回答は非常に少なかった。

「基準を厳しくしても良い」具体的な項目は、「3歳児の人員基準」(79.3%)、「3歳未満児の人員基準」(75.2%)、「4歳以上児の人員基準」(74.4%)、「乳児の人員基準」(57.0%)と人員基準に関する項目が多く、「調理室の設置」(28.9%)、「保育時間」(11.6%)を大幅に上回り、「乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室並びに屋外遊戯場の面積基準」、「建物の耐火構造等」は10%にも満たなかった。

【現行の児童福祉施設最低基準に対する意識】



【基準強化を希望する項目】



人員基準に関する具体的な数字とその理由をまとめると、以下のとおりである。

<乳児の人員基準>

基準の「3:1」に対し、平均的な回答は「2:1」となっている。その理由として、①一人一人の発達に応じ、きめ細やかな保育を実施するため、②月齢による個人差が大きい 等が主な理由となっている。

<3歳未満児の人員基準>

基準の「6:1」に対し、平均的な回答は「4:1」となっている。その理由として、1歳児と2歳児では成長度合いが異なるため、1歳児と2歳児で分ける必要がある 等が主な理由となっている。

<3歳児の人員基準>

基準の「20:1」に対し、平均的な回答は「13:1」となっている。その理由として、①乳児や3歳未満児の基準とかけ離れすぎる、②基本的生活習慣を身につけさせるため 等が主な理由となっている。

<4歳以上児の人員基準>

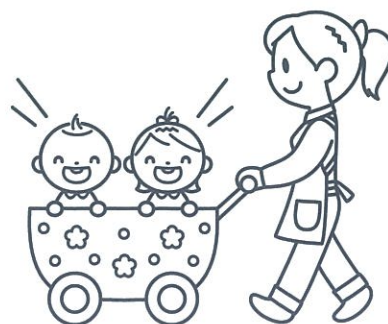
基準値の「30:1」に対し、平均的な回答は「20:1」となっている。その理由として、①小学校では30人学級を進めているのに保育所で30人は多すぎる、②4歳児と5歳児に分ける必要がある 等が主な理由となっている。

(2) 新たに最低基準として設定すべきと思われる項目

新たに最低基準として設定すべきと思われる項目としては、看護師又は保健師、栄養士、事務員等の人員配置、午睡室、職員室(事務室)、育児相談室又は子育て支援室、保護者駐車場等の設置等の設備基準などが挙げられている。

(3) まとめ

現行の児童福祉施設最低基準について、「適当だと思う」、「基準を厳しくしても良い項目がある」と回答した保育所が約4分の3を占めており、現行の最低基準以上とする意見が主流であった。



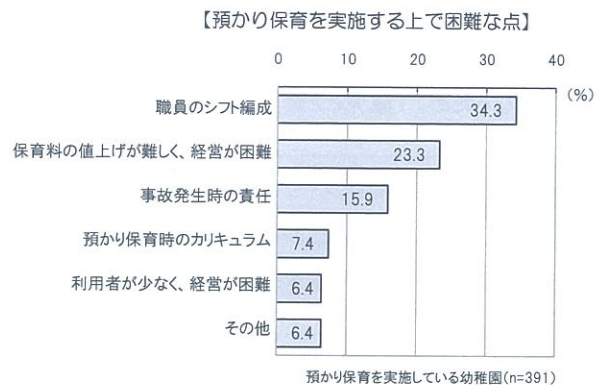
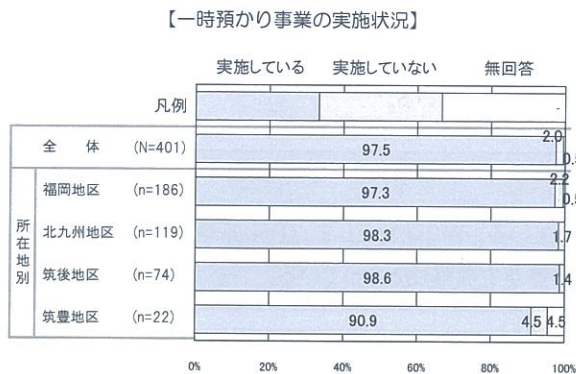
幼稚園調査より

1. 預かり保育について

預かり保育の実施率は97.5%とほとんどの幼稚園が実施しており、幼稚園における預かり保育は定着していると言える。所在地別にみると、筑豊地区(90.9%)が他の地区と比べて低い。

預かり保育を実施する上で困難な点は、「職員のシフト編成」(34.3%)、「保育料の値上げが難しく、経営が困難」(23.3%)、「事故発生時の責任」(15.9%)の順となっており、人員配置や採算面は大きな課題と言える。

一方、預かり保育を実施しない理由は、「利用者の確保が難しく、経営が困難」などとなっている。

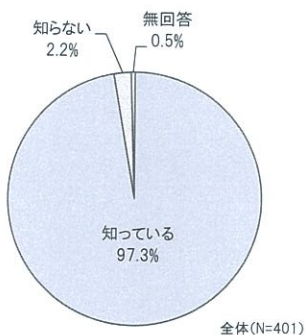


2. 「認定こども園」について

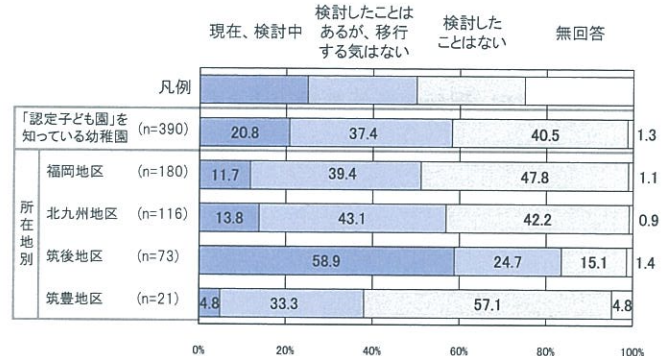
「認定こども園」の認知率は97.3%と非常に高い。認知している幼稚園に「認定こども園」への移行の検討の有無を尋ねたところ、「検討したことはない」(40.5%)が最も多く、次いで「検討しているが、移行する気はない」(37.4%)となっており、「現在、検討中」は、全体の2割(20.8%)にとどまっている。

地区別にみると、筑後地区で「現在、検討中」の割合が約6割となっており、他の地区に比べ突出している。これは、A市が施設整備費の補助等により「認定こども園」への移行を推進していることによるものであろう。

【「認定こども園」の認知状況】



【「認定こども園」への移行について】

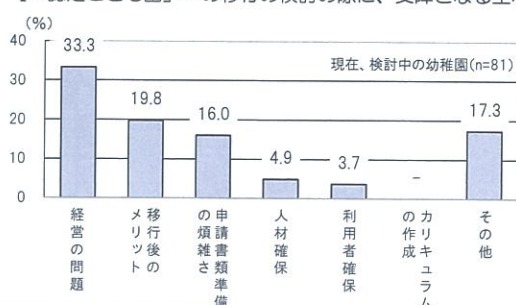


「現在、検討中」の幼稚園に移行の検討の際に支障となる理由を尋ねたところ、「経営の問題」(33.3%)、「移行後のメリット」(19.8%)、「申請書類準備の煩雑さ」(16.0%)の順となっている。

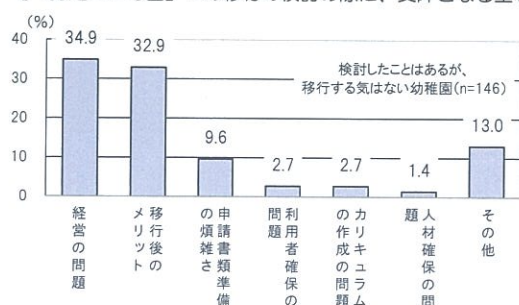
また、「検討しているが、移行する気はない」幼稚園に移行の検討の際に支障となる理由を尋ねたところ、「経営の問題」(34.9%)、「移行後のメリット」(32.9%)に二分されている。

「認定こども園」への移行の支障となる理由はほぼ同様の傾向にあり、今後、幼稚園に対して「認定こども園」制度の趣旨を十分に周知するとともに、「認定こども園」への移行の手の簡素化を図る必要があるのではないだろうか。

【「認定こども園」への移行の検討の際に、支障となる主な理由】



【「認定こども園」への移行の検討の際に、支障となる主な理由】



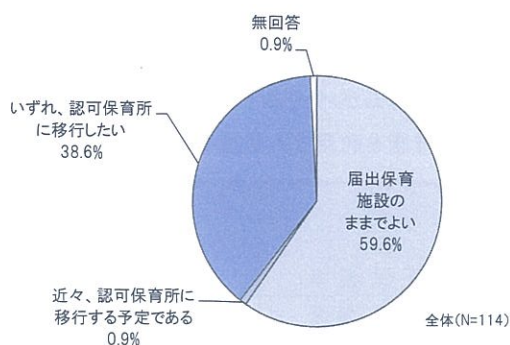
届出保育施設調査より

1. 認可保育所への移行について

(1) 今後の認可化に対する意向

今後の認可化に対する意向をみると、「届出保育施設のままでよい」(59.6%)が過半数を超えているが、「いずれ、認可保育所に移行したい」(38.6%)、「近々、認可保育所に移行する予定である」(0.9%)を合わせると、全体の約4割の施設が認可化に前向きな意向を示している。

【今後の認可化についての意向】

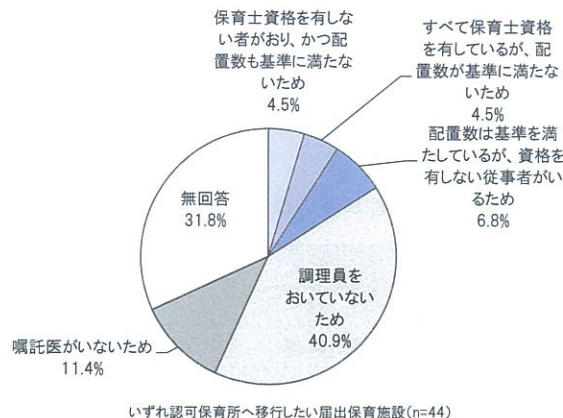


(2) 認可保育所への移行する上での問題点

「いずれ、認可保育所に移行したい」44施設に認可保育所へ移行する上での問題点を尋ねたところ、従事者についての問題点は、「調理員をおいていないため」(40.9%)、嘱託医がいないため(11.4%)の順となっている。また、施設整備に対する問題点は、「調理室を有しないため」(25.0%)、「乳児室・ほふく室・保育室の面積基準に満たないため」(11.4%)の順となっており、児童福祉施設最低基準で定める調理室の設置及び調理員の配置がクリアできない施設が多いことが分かる。

なお、その他の問題としては、「認可保育所へ移行する手続きが煩雑である」、「最低定員を満たせない」等が挙げられている。

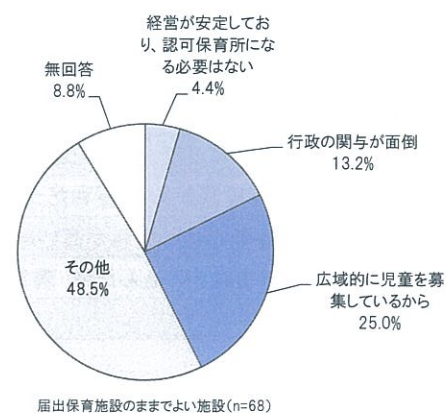
【認可保育所へ移行する上での問題点】



(3) 移行しない理由

「届出保育施設のままでよい」68施設にその理由を尋ねたところ、「広域的に児童を募集しているから」(25.0%)、「行政の関与が面倒」(13.2%)の順となっており、「その他」(48.5%)として「認可保育所の基準に満たない」、「施設又は自治体の方針」などが挙げられている。

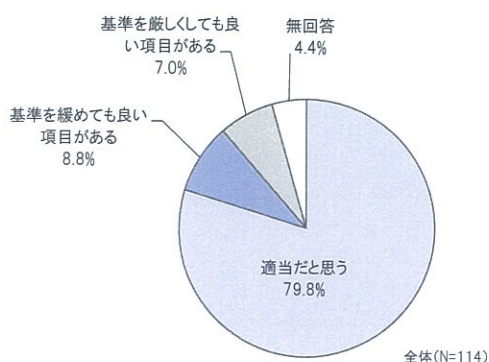
【届出保育施設のままで良い理由】



2. 基準適合届出保育施設の基準について

現行の基準適合届出保育施設の基準に対する意識をみると、「適当だと思う」(79.8%)が大半を占めており、当該基準はおおむね受け入れられているようである。

【基準適応届出保育施設の基準について】



保護者調査より

1. 利用者特性について

(1) 就労状況及び就労形態

各施設を利用する保護者の就労率は、保育所を利用する保護者が92.5%、届出保育施設を利用する保護者が80.2%で、いずれもフルタイムがパートタイムを上回っている。

一方、幼稚園を利用する保護者では32.6%と低く、パートタイムがフルタイムの約2倍となっている。

	就労率	就労形態	
		フルタイム	パートタイム
保育所保護者	92.5%	60.2%	38.2%
幼稚園保護者	32.6%	31.6%	66.2%
届出保育施設保護者	80.2%	61.7%	36.6%

2. 幼稚園が実施する「預かり保育」について

(1) 認知状況

保育所を利用する保護者の約8割、届出保育施設を利用する保護者の約9割が「知っている」と回答しており、預かり保育の認知率は高い。

なお、就労者が多い保育所を利用する保護者が届出保育施設を利用する保護者よりも認知率は低い。

	知っている			知らない		
		就労者	非就労者		就労者	非就労者
保育所保護者	79.7%	80.2%	74.6%	19.9%	19.5%	25.4%
届出保育施設保護者	89.2%	88.1%	93.7%	10.8%	11.9%	6.3%

(2) 利用状況

幼稚園を利用する保護者の預かり保育の利用状況は、就労者が65.2%、非就労者が39.2%となっており、就労者だけでなく、非就労者も利用している状況にある。

【幼稚園を利用する保護者のうち、就労者が幼稚園を選択した理由】

幼児教育が重要と考えたから	55.0%
近くに幼稚園があり、便利だったから	16.3%
保育所等では利用料が高いから	8.1%
保育所等に申し込んだが、満員で断られたから	3.0%
その他	14.5%
無回答	3.0%

(3) まとめ

預かり保育は、就労者の有無にかかわらず、幼稚園の利用形態の多様化が進んでいることが分かる。

3.「病児・病後児保育施設」について

(1) 認知状況

病児保育施設の認知率は6割を超えている。一方、病後児保育施設の認知率は、病児保育施設と比べてやや低い。中でも幼稚園保護者は約4割となっている。認知率は、就労者が非就労者に比べて高い傾向にある。

【病児保育施設】

		知っている		知らない		
		就労者	非就労者		就労者	非就労者
保育所保護者	67.3%	68.6%	50.2%	32.6%	31.2%	49.8%
幼稚園保護者	61.4%	64.2%	60.1%	38.3%	35.1%	39.8%
届出保育施設保護者	74.9%	76.9%	61.9%	25.1%	23.1%	38.1%

【病後児保育施設】

		知っている		知らない		
		就労者	非就労者		就労者	非就労者
保育所保護者	52.8%	54.0%	38.5%	46.6%	45.4%	60.8%
幼稚園保護者	42.6%	46.6%	40.6%	56.8%	52.6%	58.8%
届出保育施設保護者	54.0%	54.5%	49.2%	45.2%	44.6%	50.8%

(2) 利用状況

知っている人の利用状況をみると、総じて利用率は低い。届出保育施設を利用する保護者が病児・病後児保育施設の利用経験が多く、幼稚園を利用する保護者が少ない。

また、保育所を利用する保護者が届出保育施設を利用する保護者よりも病児・病後児保育施設の利用経験がある人が少ないにもかかわらず、1人当たりの年間利用回数はやや多い。

	病児保育施設		病後児保育施設	
	利用経験あり	年間利用回数	利用経験あり	年間利用回数
保育所保護者	9.0%	3.44回/年	8.3%	3.28回/年
幼稚園保護者	3.4%	2.76回/年	2.7%	2.67回/年
届出保育施設保護者	13.8%	3.30回/年	10.3%	3.00回/年

(3) 利用意向

保育所を利用する保護者と届出保育施設を利用する保護者は「利用したい」と回答した人が過半数を超えているが、就労者が少ない幼稚園を利用する保護者は約4割にとどまっている。

	病児保育施設		病後児保育施設	
	利用したい	利用したくない	利用したい	利用したくない
保育所保護者	53.1%	46.5%	57.0%	42.4%
幼稚園保護者	39.0%	60.4%	40.9%	58.3%
届出保育施設保護者	56.6%	42.3%	60.1%	39.2%



(4) 体調不良時の対応

子どもが施設にいる時に体調不良となった場合の対応をみると、いずれの施設を利用する保護者も「保護者がお迎えに行き、保護者が保育する」が大半を占めている。

一方、「親類・知人がお迎えに行き、親類・知人が保育する」は保育所を利用する保護者が16.2%、届出保育施設を利用する保護者が8.7%となっており、親類・知人の支援を受けながら就労している状況がうかがえる。

	保護者がお迎え		親類・知人がお迎え	
		就労者	非就労者	
保育所保護者	81.9%	81.0%	93.8%	16.2%
幼稚園保護者	94.1%	83.6%	99.1%	5.1%
届出保育施設保護者	88.1%	86.5%	95.2%	8.7%

(5) まとめ

子どもが施設にいる時に体調不良となった場合は、保護者又は親類・知人がお迎えに行くと回答した人が96%を超えている。仕事の都合がつかず、親類・知人の支援が得られない場合には、病児・病後児施設の利用意向が50%程度あることから、病児・病後児施設が受け皿になると考えられる。今後の課題としては、病児・病後児施設の設置数の増加を図るとともに、当該施設の周知に努める必要があるだろう。

保育サービス実態調査報告書 概要版

福岡県福祉労働部子育て支援課

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL:092-651-1111(代表)内線3234

092-643-3258(ダイヤルイン)

FAX:092-643-3260

福岡県行政資料	
分類番号 HB	所属コード 4600208
登録年度 22	登録番号 0002